

レジデンストラック利用の専門家派遣事業の実施条件、補助対象経費等について

コロナ禍の影響で国を跨いだ人の往来が引き続き制限されておりますが、一部の国についてはレジデンストラックによる渡航が可能となっております。従来実施していた日本からの専門家派遣（以下、「従来型」とします）を、レジデンストラックを利用して行うことができます。

レジデンストラックを利用した申請手続も、基本的に「専門家派遣事業 ご利用の手引き」（以下、「手引き本書」とします）に沿ったものとしますが、本別紙にてレジデンストラック利用の実施条件・対象経費等について従来型との違いをご確認ください。

1. 対象国・地域、対象となる案件要件

従来型と同じですが、実際の派遣国についてはレジデンストラックによる渡航が可能な国となります。手引き本書 P.1 参照

2. 申込要件

従来型と同じです。手引き本書 P.2～4 参照

3. 指導期間

従来型と同じ 1 ヶ月以上 10 ヶ月未満。派遣国に入国後の待機期間中はオンラインでの指導等を実施していただきます。

4. 申請から指導開始に要する期間

従来型と同じ（約 3 ヶ月）ですが、ビザ取得や航空券の手配等渡航準備に時間を要することから、予定時期に渡航出来ない可能性があります。

5. オリエンテーション・派遣前研修

従来型と同じです。手引き本書 P.8 参照

6. 補助対象経費

費用の取扱いは以下をご確認ください。従来型は、手引き本書 P.12～16 参照

(1) 渡航のために追加的に要する費用（義務化されている場合のみ）

- 日本での PCR 検査費用、陰性証明書等の発行手数料：補助対象
- 派遣国での PCR 検査費用、陰性証明書等の発行手数料：補助対象
- PCR 検査実施に伴う旅費：補助対象外

(2) 入国後の待機期間（2 週間程度）の滞在費・技術協力費

- ・待機期間中に専門家としてオンライン指導を実施することを条件に、滞在費（日当、宿泊料）及び技術協力費（1,000 円／時間※上限 6,000 円／日）を補助対象とします。
- ・待機期間中、技術指導の準備や資料・マニュアル作成、オンライン指導等、技術協力に取り組む日のみを補助対象とします。技術協力を実施しない日の滞在費及び技術協力費は補助対象外とします。また、待機期間中に全く技術協力を実施しない場合には、渡航時の外国旅費（航空賃、外国日当、外国宿泊料）、支度料及び渡航雑費も対象外となります。
- ・待機期間中、指導と関係のない業務に従事することはできません。

(3) 任国で罹患した場合の取り扱い

新型コロナウイルスに感染した場合には、任国での療養となります。

- ・滞在費：14 日間を限度として補助対象（ただし、入院期間中の宿泊料は不支給）
- ・技術協力費：不支給

※海外旅行傷害保険の対象範囲として、入院費、隔離施設の宿泊費は補償対象、身の回り品は 5 万円を上限として補償対象です。なお、食事代は補償対象外となります。

(4) 指導期間終了後に帰国困難となった場合の取り扱い

- ・やむを得ない事情と認められる場合に限り、以下の経費について補助対象とするかを個別に検討します。

滞在費、技術協力費、海外旅行保険、

外国旅費（復路）、航空券の変更による追加支払い分等

※但し、上記の対応はあくまで 2020 年度（2021 年 3 月末まで）の経費に関してであり、指導終了後に翌年度も帰国困難となっている場合、翌年度の経費は全て補助対象外となります。

※指導期間終了後に帰国せず、そのまま駐在員等として滞在することは認められません。

(5) 帰国後の国内旅費（移動費）

- ・従来通り補助対象外とし、帰国後に公共交通機関を使用できないことに伴う国内旅費（レンタカー代等）も補助対象外となります。

7. 経費負担

- ・経費負担割合は従来型と同じです。また、派遣実施分担金（補助対象経費総額の 10% 相当額）もご負担頂きます。手引き本書 P.1～2 参照

8. その他

- ・申請企業の責任で専門家派遣を行う誓約書を提出して頂きます。

その他ご不明な点は、AOTS 企業連携部 研修・派遣業務グループまでお問合せ下さい。

一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）

企業連携部 研修・派遣業務グループ

TEL：03-3549-3051

Eメール：kigyo-inquiry-az@aots.jp